消 防 予 第 102 号
平成 27 年 3 月 18 日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長　殿

消防庁予防課長
（公 印 省 略）

消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について（通知）

消防用設備等の試験及び点検については、「消防用設備等の試験基準の全部改正について」（平成14年９月30日付け消防予第282号。以下「試験基準」という。）及び「消防用設備等の点検要領の全部改正について」（平成14年６月11日付け消防予第172号。以下「点検要領」という。）により運用いただいているところですが、「消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件の一部を改正する件」（平成27年消防庁告示第４号）及び「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件」（平成27年消防庁告示第５号）の公布等に伴い、試験基準及び点検要領の一部を下記のとおり改正しましたので通知します。

貴職におかれましては、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても周知されますようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

第１　試験基準の一部改正について（別紙１）

「第３　スプリンクラー設備の試験基準」及び「第14　消防機関へ通報する火災報知設備の試験基準」を別添１のとおり改めたこと。

第２　点検要領の一部改正について（別紙２）

「第３　スプリンクラー設備」及び「第13　消防機関へ通報する火災報知設備」を別添２のとおり改めたこと。

消防庁予防課設備係
担　当：金子、近藤、北野、吉田
ＴＥＬ：03-5253-7523
ＦＡＸ：03-5253-7533

別紙１

消防用設備等の試験基準

第１　消火器具の試験基準
第２　屋内消火栓設備の試験基準
<u>第３　スプリンクラー設備の試験基準</u>
第４　水噴霧消火設備の試験基準
第５　泡消火設備の試験基準
第６　不活性ガス消火設備の試験基準
第７　ハロゲン化物消火設備の試験基準
第８　粉末消火設備の試験基準
第９　屋外消火栓設備の試験基準
第１０　動力消防ポンプ設備の試験基準
第１１　自動火災報知設備の試験基準
第１２　ガス漏れ火災警報設備の試験基準
第１３　漏電火災警報器の試験基準
<u>第１４　消防機関へ通報する火災報知設備の試験基準</u>
第１５　非常警報設備の試験基準
第１６　避難器具の試験基準
第１７　誘導灯及び誘導標識の試験基準
第１８　消防用水の試験基準
第１９　排煙設備の試験基準
第２０　連結散水設備の試験基準
第２１　連結送水管（共同住宅用連結送水管）の試験基準
第２２　非常コンセント設備（共同住宅用非常コンセント設備）の試験基準
第２３　無線通信補助設備の試験基準
第２４　非常電源(高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備)の試験基準
第２５　非常電源(低圧で受電する非常電源専用受電設備(配・分電盤等))の試験基準
第２６　非常電源（自家発電設備）の試験基準
第２７　非常電源（蓄電池設備）の試験基準
第２７の２　非常電源（燃料電池設備）の試験基準
第２８　配線の試験基準
第２９　総合操作盤の試験基準
第３０　パッケージ型消火設備の試験基準
第３１　パッケージ型自動消火設備の試験基準
第３２　共同住宅用スプリンクラー設備の試験基準
第３３　共同住宅用自動火災報知設備の試験基準
第３４　住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の試験基準
第３５　特定小規模施設用自動火災報知設備の試験基準
第３６　加圧防排煙設備の試験基準
第３７　複合型居住施設用自動火災報知設備の試験基準
第３８　特定駐車場用泡消火設備の試験基準

別紙２

消防用設備等の点検要領

別添１

第３　スプリンクラー設備

スプリンクラー設備の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

ア　外観試験

試験項目				試験方法	合否の判定基準
水源（水道の用に供する水管を水源とするものを除く。）			水源の種類・構造	目視により確認する。	適正であること。
			水量		規定量以上確保されていること。
			吸水障害防止措置		防止するための措置が講じられていること。
			給水装置		適正であること。
			耐震措置		地震動により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。
加圧送水装置	設置場所			目視により確認する。	a　点検が便利であること。 b　火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所であること。
	ポンプを用いるもの	ポンプ・電動機・内燃機関	設置状況	目視により確認する。	十分な強度を有し、ヘッド等へ堅固に取り付けられていること。
			接地工事		電気設備に関する技術基準等の規定による接地工事が行われていること。
			配線		適正であること。
			潤滑油		a　規定量あること。 b　オイルレス構造のものにあっては、構造が適正であること。
			燃料タンク		a　腐食・変形等がないこと。 b　規定量あること。
			蓄電池		a　腐食・変形・損傷等がないこと。 b　電解液量が適正であること。 c　端子の緩み等がなく、端子電圧が所定の値であること。
		水温上昇防止のための逃し装置（ポンプ本体に逃し機構を有するものを除く。）	配管・バルブ類	目視により確認する。	a　配管は、呼水管の逆止弁のポンプ側又はポンプ吐出側に設ける逆止弁の一次側より取り出されていること。 b　配管には、オリフィス等が設けられていること。 c　配管は、管の呼びで15A以上であること。 d　止水弁は、水温上昇防止用逃し配管の途中に設けてあること。
			オリフィス等		最小流過口径は、3mm以上あること。
			ブースターポンプに設ける逃し配管・逃し装置		a　逃し配管にあっては、配管の高さが、一次ポンプの定格全揚程以上であること。 b　逃し装置にあっては、設定圧力が、ブースターポンプの押込圧力を超える圧力以上、ブースターポンプの押込圧力とブースターポンプの定格全揚程との和以下であること。
		性能試験装置の配管・バルブ類		目視により確認する。	a　ポンプの吐出側に設ける逆止弁の一次側より分岐されていること。 b　ポンプに定格負荷をかけるための流量調整弁、流量計等が設けられていること。
		呼水装置	材質	目視により確認する。	a　鋼板製のものは、有効な防食処理を施したものであること。 b　合成樹脂製のものは、火災等の災害による被害を受けるおそれのない箇所に設けられていること。

	水量		100ℓ以上の水量が確保されていること。ただし、フート弁の呼び径が150A以下の場合は50ℓ以上の水量が確保されていること。
	溢水用排水管		管の呼びで50A以上であること。
	呼水管		管の呼びで40A以上であること。
	補給水管		a 管の呼びで15A以上であること。 b 水道、高架水槽等からボールタップ等により自動的に補給できること。
	減水警報装置		発信部は、フロートスイッチ又は電極であること。
制御装置	設置場所	目視により確認する。	ポンプ室等火災による被害を受けるおそれの少ない箇所に設けてあること。ただし、「配電盤及び分電盤の基準」(昭和56年消防庁告示第10号)第3に定める防火性能に関する構造のものを用いる場合にあってはこの限りでない。
	制御盤		a 鋼板等の耐熱性を有する不燃材料で作られた専用のものであること。 b 外箱を兼用している場合にあっては、他の回路より及び他の回路の事故等による影響を受けないように、不燃材料で区画する等の措置がなされていること。 c 腐食するおそれのある材料は、防食処理を施してあること。 d インバータ方式の制御盤を用いるものにあっては、電動機及び発電機その他の設備へ影響を与えないための措置、並びに電動機の回路を保護するための装置が作動した場合でも、確実に電動機が作動するための措置が施してあること。
	予備品等		所定の予備品、回路図、取扱説明書等が備えられていること。
	接地工事		電気設備に関する技術基準等の規定による接地工事が行われていること。
圧力計・連成計	設置位置	目視により確認する。	吐出側に圧力計及び吸込側に連成計(水中ポンプにあっては、吐出側に圧力計又は連成計)が適正に取り付けられていること。
	性能		JIS B7505に適合し、1.6級以上の精度を有するものであること。
起動装置	直接操作部	目視により確認する。	直接操作できる起動装置が当該電動機の制御盤に設けてあること。
	起動用水圧開閉装置 起動用圧力タンク	目視により確認する。	労働安全衛生法に定める第2種圧力容器又は高圧ガス保安法に定める圧力容器の規定に適合したものであること。
	起動用水圧開閉装置 タンクの容量		100ℓ以上のものであること。ただし、ポンプ吐出側主管に設ける止水弁の呼び径が150A以下の場合は50ℓとすることができる。
	起動用水圧開閉装置 配管・バルブ類		a ポンプの吐出側に設ける逆止弁の二次側配管に、管の呼びで25A以上の配管で連結し、止水弁を挿入したものであること。 b 起動用圧力タンク又はその直近には、圧力計、起動用水圧開閉器及びポンプ起動試験用の排水弁を設けていること。
	自動式起動装置 閉鎖型スプリンクラーヘッド	目視により確認する。	火災を有効に感知できるように設けられていること。
	自動式起動装置 自動火災感知装置		自動火災報知設備の基準に準じて設けられていること。
	手動式起動装置 設置場所等	目視及びスケールを用いて確認する。	当該区域が火災の時容易に接近することができる箇所に設けられていること。

区分	細区分	項目	確認方法	判定基準
		設置高さ		床面からの高さが0.8m以上1.5m以下の箇所に設けてあること。
		構造		容易に操作できるものであること。
		表示		直近の見やすい箇所に起動操作部である旨の表示がされているものであること。
		流水検知装置	目視により確認する。	警報を発することができるものであること。
		補助水槽	目視により確認する。	a　構造が適正であること。 b　吸水障害を防止するための措置が講じられていること。 c　給水装置が適正であること。
	高架水槽を用いるもの	構造	目視により確認する。	適正であること。
		内容積・落差		所定の内容積及び落差を有すること。
		配管・バルブ類		a　水位計、排水管、溢水用排水管、補給水管及びマンホールが設けてあること。 b　補給水管には、逆止弁及び止水弁が設けられていること。 c　排水管には、止水弁が設けられていること。
		水位計		a　指示が適正であること。 b　変形・損傷等がないこと。
	圧力水槽を用いるもの	種類・構造	目視により確認する。	a　1MPa以上のものにあっては、高圧ガス保安法令に定める圧力容器の規定に適合したものであること。 b　1MPa未満のものにあっては、労働安全衛生法令に定める第2種圧力容器の規定に適合したものであること。
		内容積・有効圧力		a　加圧用ガス容器により生ずる圧力によるものにあっては、所定の圧力を得るのに十分な量の加圧用ガスが充填された加圧用ガス容器が設けられていること。 b　加圧用ガス容器により生ずる圧力によるもの以外のものにあっては、水量が内容積の3分の2以下であり、かつ、所定の圧力を有すること。
		自動加圧装置		圧力の自然低下が防止できるものであること。
		配管・バルブ類		a　圧力計､水位計、排水管、補給水管、給気管及びマンホールが設けてあること。 b　補給水管には、逆止弁及び止水弁が設けられていること。 c　排水管には、止水弁が設けられていること。
		水位計・圧力計		a　指示が適正であること。 b　変形、損傷等がないこと。
	耐震措置		目視により確認する。	地震動により変形、損傷等が生じないように措置されていること。
配管・バルブ類	設置状況		目視により確認する。	損傷、変形等がなく適正に設置されていること。

機　　器	配　　管	目視により確認する。	a　管は、JIS　G3442、G3448、G3452、G3454 若しくは G3459 に適合するもの、これらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する金属製のもの、合成樹脂製で「合成樹脂製の管及び管継手の基準」（平成 13 年消防庁告示第 19 号）に適合するもの又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものであること。なお、特定施設水道連結型スプリンクラー設備に使用する配管であって、火災時に熱を受けるおそれがある部分に設けられるもの以外のものにあっては、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 16 条に規定する基準によることができる。 b　管継手は、JIS　B2220、B2239、B2301、B2302、B2308 のうち材料に G3214（SUS F 304 又は SUS F 316 に限る。）若しくは G5121（SCS13 又は SCS14 に限る。）を用いるもの、B2309、B2311、B2312 若しくは B2313（G3468 を材料とするものを除く。）に適合するもの、金属製で「金属製管継手及びバルブ類の基準」（平成 20 年消防庁告示第 31 号）に適合するもの、合成樹脂製で「合成樹脂製の管及び管継手の基準」（平成 13 年消防庁告示第 19 号）に適合するもの又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものであること。なお、特定施設水道連結型スプリンクラー設備に使用する管継手であって、火災時に熱を受けるおそれがある部分に設けられるもの以外のものにあっては、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 16 条に規定する基準によることができる。
	バ　ル　ブ　類		a　材質は、JIS　G5101、G5501、G5502、G5705（黒心可鍛鋳鉄品に限る。）、H5120 若しくは H5121 に適合するもの、金属製で「金属製管継手及びバルブ類の基準」（平成 20 年消防庁告示第 31 号）に適合するもの又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものであること。なお、特定施設水道連結型スプリンクラー設備に使用するバルブ類であって、火災時に熱を受けるおそれがある部分に設けられるもの以外のものにあっては、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 16 条に規定する基準によることができる。 b　開閉弁、止水弁及び逆止弁にあっては、JIS　B2011、B2031 若しくは B2051 に適合するもの、金属製で「金属製管継手及びバルブ類の基準」（平成 20 年消防庁告示第 31 号）に適合するもの又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものであること。なお、特定施設水道連結型スプリンクラー設備に使用する開閉弁、止水弁及び逆止弁であって、火災時に熱を受けるおそれがある部分に設けられるもの以外のものにあっては、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 16 条に規定する基準によることができる。 c　吐出側主配管に内ネジ式バルブを取り付けた場合は、開閉位置表示を付したものであること。 d　開閉弁又は止水弁にあっては開閉方向、逆止弁にあっては流れ方向が容易に消えない方法により表示してあること。
	吸　　水　　管		a　ポンプごとに専用であること。 b　ろ過装置が適正に設けられていること。

		フート弁（水源の水位がポンプより低い位置にある場合に限る。）			a　フート弁が適正な位置に設けられていること。 b　鎖、ワイヤ等で手動により開閉できる構造であること。 c　弁箱、ろ過装置、弁体及び弁座は、使用圧力に十分耐えることのできる強度及び耐食性を有するものであること。
	防食措置			目視により確認する。	乾式又は予作動式の流水検知装置及び一斉開放弁の二次側配管は、亜鉛めっき等による防食処理が施されていること。
	排水措置			目視により確認する。	乾式又は予作動式の流水検知装置の二次側には、当該配管内の水を有効に排出できる措置が講じられていること。
	耐震措置			目視により確認する。	地震動により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。
電源	常用電源			目視により確認する。	a　専用の回路となっていること。 b　電源の容量が適正であること。
	非常電源の種類			非常電源の種別を確認する。	非常電源専用受電設備（特定防火対象物で延べ面積1,000m^{2}以上のものを除く。）、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備であること。
スプリンクラーヘッド	放水区域の数及び設定状況			目視により確認する。	適正であること。
	設置方法	配置等		目視により確認する。	a　適正であり、かつ、未警戒部分がないこと。 b　ヘッドの周囲には、熱感知及び散水分布に障害となるものがないこと。
		配管への取付			確実であること。
		取付方向			適正であること。
	機器	閉鎖型スプリンクラーヘッド	表示温度	目視により確認する。	設置場所に応じたものであること。
			構造・性能		検定品であること。
		開放型スプリンクラーヘッド			適正なものであること。
制御弁		設置場所等		目視により確認する。	a　点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けてあること。 b　放水区域又は各階ごとに設けてあること。 c　特定施設水道連結型スプリンクラー設備で制御弁を設ける場合にあっては、防火対象物又はその部分ごとに、それぞれ設けてあること。
		設置高さ		目視及びスケール等を用いて確認する。	床面からの高さが0.8m以上1.5m以下の箇所に設けてあること。
		構造		目視により確認する。	みだりに閉止できない措置が講じられていること。
		表示		目視により確認する。	直近の見やすい箇所にスプリンクラー設備の制御弁である旨及び常時開の状態を表示した標識が設けられていること。
流水検知装置・圧力検知装置		設置場所等		目視により確認する。	a　点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれの少ない箇所に設けてあること。 b　放水区域又は各階ごとに設けてあること。
		種別・口径		目視により確認する。	適正であること。

	減圧警報		目視により確認する。	流水検知装置の二次側に圧力の設定を必要とする設備にあっては、二次側の圧力が当該流水検知装置の圧力設定値以下になった場合、自動的に警報を発するものが設けられていること。
	構造・性能		目視により確認する。	適正であること。また、流水検知装置は、検定品であること。
一斉開放弁	起動操作部	設置場所等	目視及びスケールを用いて確認する。	火災のとき容易に接近できる位置に設けてあること。
		設置高さ		床面からの高さが 0.8m 以上 1.5m 以下の箇所に設けてあること。
	作動試験装置		目視により確認する。	作動試験をするための装置が設けてあること。
	構造・性能		目視により確認する。	検定品であること。
末端試験弁	設置場所		目視により確認する。	流水検知装置又は圧力検知装置の設けられる配管の系統ごとに 1 個ずつ、放水圧力が最も低くなると予想される配管の部分に設けてあること。なお、末端試験弁を設けない特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあっては、放水圧力及び放水量を測定することができる装置の設置場所を確認すること。
	構造		目視により確認する。	一次側には圧力計が、二次側には試験用放水口が取り付けられる構造であること。
	表示		目視により確認する。	直近の見やすい箇所に末端試験弁である旨の標識が設けてあること。
自動警報装置	音響警報装置		目視により確認する。	各階又は放水区域ごとに有効に設けてあること。
	火災表示装置		目視により確認する。	防災センター等に設けてあること。
送水口	設置場所等	設置場所等	目視及びスケールを用いて確認する。	a　消防ポンプ自動車が、容易に接近することができる位置に設けてあること。 b　専用であること。
		設置高さ		地盤面からの高さが 0.5m 以上 1m 以下で、かつ、送水に支障のない位置に設けてあること。
		表示		直近の見やすい箇所にスプリンクラー用送水口である旨及び送水圧力範囲を表示した標識が設けてあること。
	機器	結合金具	目視により確認する。	a　口径は、呼称 65 でねじ式のめねじ又は差込式の受け口が設けられていること。 b　双口形であること。 c　変形、損傷、つまり等がなく防護器具等で有効に保護されていること。
		逆止弁等		送水口には、当該送水口の配管の操作しやすい箇所に逆止弁及び止水弁が設けてあること。
減圧措置			目視により確認する。	スプリンクラーヘッド及び補助散水栓の放水圧力が 1MPa を超えないための措置を講じてあること。
排水設備（放水型ヘッドを用いるスプリンクラー設備に限る。）			目視により確認する。	排水溝、排水口等が有効に排水できるよう適正に設けられていること。
補助散水栓等	散水栓	設置場所	目視及びスケールを用いて確認する。	スプリンクラーヘッドの未警戒となる部分から一のホース接続口までの水平距離が 15m 以下となるように設けてあること。
		周囲の状況・操作性		操作は容易で、かつ、障害となるものがない場所に設けてあること。

	開閉弁の設置高さ		ホース接続口及び開閉弁（天井に設ける場合を除く。）は、床面から高さ 1.5m 以下の位置に設けてあること。
	ホースの接続等		ホースの形状等に適した方法により接続されていること。
	消火栓開閉弁		a　開閉弁を天井に設ける場合にあっては、開閉弁は自動式のものであること。 b　消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官の登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
散水栓箱	周囲の状況	目視により確認する。	扉の開閉及び放水等の操作に支障のない広さが確保されていること。
	設置状況		a　取り付けが堅固であること。 b　放水用器具、ホース接続口、開閉弁等が収納されていること。
	材質等		a　鋼板等の不燃材料で作られていること。 b　変形、損傷等がないこと。
	赤色灯		a　上部に設けられており、取付面と 15 度以上の角度となる方向に沿って 10m離れたところから容易に識別できるものであること（補助散水栓の開閉弁を天井に設ける場合を除く。）。 b　補助散水栓の開閉弁を天井に設ける場合にあっては、補助散水栓箱の直近の箇所に設けられており、取付位置から 10m離れたところで、かつ、床面からの高さが 1.5mの位置から容易に識別できるものであること。
	表示		a　表面には、「消火用散水栓」又は「消火栓」と表示されていること。 b　操作方法が表示されていること。
ホース・ノズル	ホース（結合金具を含む。）	目視により確認する。	a　自主表示マークが付されていること。 b　所要の長さがあること。 c　ホースに結合金具が装着された部分にあっては、消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
	ホース接続口		ホースの形状等に適したもので、ホースの着脱が容易であること。
	ノズル		a　適正な口径であり、容易に開閉できる装置が設けてあること。 b　消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官の登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
	結合状態		確実に取り付けられており、使用が容易な状態で変形、損傷、つまりがないこと。
	収納状態		1 人操作により延長が容易にできるように収納されていること。
降下装置（補助散水栓の開閉弁を天井に設ける場合に限る。）	設置高さ	目視により確認する。	床面から高さ 1.8m以下の位置に設けてあること。
	表示灯		上部に設けられており、取付面と 15 度以上の角度となる方向に沿って 10m離れたところから容易に識別できるものであること。

イ　機能試験

試験項目				試験方法	合否の判定基準
加圧送水装置試験	ポンプを用いるもの	呼水装置作動試験	減水警報装置作動状況	自動給水装置の弁を閉止し、呼水槽の排水弁を開放し、排水する。	呼水槽の水量がおおむね 2 分の 1 に減水するまでの間に確実に作動すること。
			自動給水装置作動状況	呼水槽の排水弁を開放し、排水する。	自動給水装置が作動すること。
			呼水槽からの水の補給状況	ポンプの漏斗、排気弁を開放する。	呼水槽からの補給水が流出すること。
		制御装置試験	ポンプの起動･停止操作時の状況及び監視機器の作動状況	ポンプを起動させた後、停止させる。	a　起動、停止のための押ボタンスイッチ等が確実に作動すること。 b　起動を明示する表示灯が点灯又は点滅すること。 c　開閉器の開閉が電源表示灯等の表示により確認できること。 d　ポンプの締切、定格負荷運転時の電圧又は電流値は適正であること。
			ポンプ運転時における電源切替時の運転状況	ポンプを起動させた後、常用電源を遮断させる。また、その後常用電源を復旧させる。	常用電源の遮断後及び復旧後において、起動操作することなくポンプが安定して継続運転していること。
		起動装置試験	ポンプの起動状況等	制御盤の直接操作又は遠隔操作、末端試験弁の開放、補助散水栓のノズル開放、火災感知器の作動等のポンプを起動させるための操作を行う。	ポンプの始動及び停止が確実であること。
			起動表示の点灯状況		始動表示灯の点灯又は点滅が確実であること。
			起動用水圧開閉装置の作動圧力	起動用圧力タンクの排水弁を開放して、起動用水圧開閉器の設定作動圧力を測定する。 （この試験は、3 回繰り返す。）	作動圧力は、設定作動圧力値の±0.05MPa 以内であること。
		ポンプ試験	ポンプ、電動機、内燃機関その他の機器等の運転状況	ポンプを起動させる。	a　電動機、内燃機関及びポンプの回転が円滑であること。 b　電動機、内燃機関に著しい発熱及び異常音がないこと。 c　電動機、内燃機関の起動性能が確実であること。 d　ポンプのグランド部から著しい漏水がないこと。 e　圧力計及び連成計の指示圧力値が適正であること。 f　配管からの漏水、配管の亀裂等がなく、フート弁が適正に作動していること。
			※ポンプ締切運転時の状況	ポンプの吐出側の止水弁を閉止し、締切揚程、電圧及び電流を測定する。 注：ブースターポンプとして使用するものは、揚程―吐出量の合成特性を作成し、その特性を確認する。	a　締切揚程が定格負荷運転時の吐出揚程（ブースターポンプにあっては、合成特性値）の 140%以下であること。 b　電圧値及び電流値が適正であること。

			※ポンプ定格負荷運転時の状況	ポンプが定格負荷運転となるように調整し、吐出揚程、電圧及び電流を測定する。 注：ブースターポンプとして使用するものは、揚程―吐出量の合成特性を作成し、その特性を確認する。	a　吐出揚程が当該ポンプに表示されている揚程（ブースターポンプにあっては、合成特性値）の 100%以上 110%以下であること。なお、特定施設水道連結型スプリンクラー設備に設ける加圧送水装置にあっては、100%以上125%以下であること。 b　電圧値及び電流値が適正であること。
		※水温上昇防止装置試験		ポンプを締切運転し、逃し配管からの逃し水量を測定する。	逃し水量は、次式で求めた量以上であること。 $q=\frac{4Ls \cdot C}{\Delta t}$ q　：逃し水量（L／min） L_S　：ポンプ締切運転時出力（kW） C　：3.6MJ（１kW 時当たりの水の発熱量） Δt　：30 ℃（ポンプ内部の水温上昇限度）
		※ポンプ性能試験装置試験		ポンプを起動し、定格吐出点における吐出量を JIS　B8302 に規定する方法で測定するとともに、そのときの流量計表示目盛を読みとる。	JIS B8302 に規定する方法により求めた吐出量の値と流量計の表示値との差が、当該流量計の使用範囲の最大目盛の±3%以内であること。
	高架水槽を用いるもの	作動試験	給水装置作動状況	排水弁を開放し、水槽内の水を排水する。	給水装置が作動し、給水されること。
		静水圧測定		高架水槽から最上位及び最下位の末端試験弁又は一斉開放弁若しくは手動式開放弁の二次側配管の止水弁の位置における静水圧を測定する。なお、末端試験弁を設けない特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあっては、放水圧力及び放水量を測定することができる装置の圧力計の指示値を基に計算すること。	設計された圧力値以上であること。
	圧力水槽を用いるもの	作動試験	給水装置作動状況	排水弁を開放し、水槽内の水を排水する。	給水装置が作動し、給水されること。または、減水により警報を発すること。
			自動加圧装置作動状況	排気弁を開放し、圧力水槽内の圧力を降下させる。	自動加圧装置が作動すること。
		静水圧測定		圧力水槽から最上位及び最下位の末端試験弁又は一斉開放弁若しくは手動式開放弁の二次側配管の止水弁の位置における静水圧を測定する。なお、末端試験弁を設けない特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあっては、放水圧力及び放水量を測定することができる装置の圧力計の指示値を基に計算すること。	設計された圧力値以上であること。

<table>
<tr><td>配管耐圧試験</td><td>当該配管に給水する加圧送水装置の締切圧力の 1.5 倍以上の水圧を加える。ただし、開放型の場合は、ヘッド取り付け前に行う。</td><td>管、管継手、バルブ類の亀裂、変形、漏水等がないこと。</td></tr>
<tr><td>手動式起動装置試験</td><td>各放水区域に設けられた手動起動装置を操作し、その機能を確認する。</td><td>作動及び機能が適正であること。</td></tr>
<tr><td>流水検知装置・表示等</td><td>末端試験弁又は流水検知装置附属の試験弁を操作することにより、流水検知装置又は圧力検知装置、音響警報装置及び火災表示装置の作動状況を確認する。</td><td>a　火災表示装置に作動した階又は放水区域が適正に表示されること。
b　流水検知装置又は圧力検知装置の作動が適正であること。
c　音響警報装置の作動及び警報の報知は、適正であること。</td></tr>
<tr><td>※降下装置試験（補助散水栓の開閉弁を天井に設ける場合に限る。）</td><td>押しボタン等の操作により確認する。</td><td>a　消防用ホースを床面からの高さが 1.5m以下の位置まで降下できる措置が講じられていること。
b　消防用ホースの延長及び放水の操作が安全に行える速度で降下すること。</td></tr>
</table>

備考　※印の試験は、「加圧送水装置の基準」（平成 9 年消防庁告示第 8 号）又は「屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準」（平成 25 年消防庁告示第 2 号）に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあっては、省略することができる。

ウ　総合試験

<table>
<tr><th colspan="4">試験項目</th><th>試験方法</th><th>合否の判定基準</th></tr>
<tr><td rowspan="4">放水試験</td><td rowspan="3">開放型スプリンクラーヘッドを用いるもの</td><td colspan="4">放水区域ごとに行う。なお、一斉開放弁又は手動式開放弁の二次側に設けられた止水弁を閉とし、試験用排水管に設けられた仕切弁を開とすること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">起動性能等</td><td>自動火災感知装置による起動</td><td>所定の方法により作動させる。</td><td rowspan="2">a　一斉開放弁が正常に作動すること又は手動式開放弁が正常に操作できること。
b　加圧送水装置が確実に作動すること。
c　試験用排水管から正常に排水すること。
d　圧力検知装置又は流水検知装置が正常に作動すること。
e　適正に警報を発し、防災センター等に放水した階又は放水区域の表示がでること。ただし、自動火災報知設備により警報が発せられる場合は、音響警報装置が設けられていなくてもよい。</td></tr>
<tr><td>手動起動装置による起動</td><td>手動式開放弁を操作し開放する。</td></tr>
<tr><td>閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるもの</td><td colspan="4">放水区域ごとに行う。なお、予作動式のもの、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動する加圧送水装置を設ける特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあっては、自動火災報知設備の感知器を規定の方法により作動させること。</td></tr>
</table>

		起動性能等	末端試験弁を開放する。なお、末端試験弁を設けない特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあっては、放水圧力及び放水量を測定することができる装置を用いて確認すること。	a 高架水槽及び圧力水槽を用いるものにあっては、流水検知装置又は圧力検知装置の作動により定められた警報が適正に発せられること。 b ポンプを用いるものにあっては、流水検知装置又は起動用水圧開閉装置が作動することにより加圧送水装置が起動すること。 c 定められた警報が適正に発せられること。 d 防災センター等に、放水した階又は放水区域の表示ができること。ただし、自動火災報知設備により警報が発せられる場合は、音響警報装置が設けられていなくてもよい。 e 乾式又は予作動式にあっては、1 分以内に放水されること。なお、乾式又は予作動式にあっては、放水後の排水を十分に行うこと。
		放水圧力 放水量	末端試験弁において、放水圧力及び放水量を測定する。なお、末端試験弁を設けない特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあっては、放水圧力及び放水量を測定することができる装置を用いて確認すること。	放水圧力は 0.1MPa 以上 1MPa 以下（特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあっては 0.02MPa（壁及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを準不燃材料以外の材料でした場合にあっては、0.05MPa））以上 1.0MPa 以下）、放水量は標準型ヘッド(小区画型ヘッドを除く。)及び側壁型ヘッドにあっては 80ℓ/min 以上、小区画型ヘッドにあっては 50ℓ/min（特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いるものにあっては、15ℓ/min（壁及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを準不燃材料以外の材料でした場合にあっては、30ℓ/min））以上であること。 なお、放水量は、次式により算出することができる。 $Q=K\sqrt{10P}$ Q ：放水量（ℓ/min） P ：放水圧力（MPa） K ：定数
	補助散水栓	放水圧力 放水量	放水圧力が最も低くなると予想される箇所の補助散水栓を使用した場合のノズル先端における放水圧力及び放水量を測定する。	ノズル先端における放水圧力が 0.25MPa 以上 1MPa 以下で、放水量は 60ℓ/min 以上であること。 なお、放水量は、次式により算出することができる。 $Q=KD^2\sqrt{10P}$ Q ：放水量（ℓ/min） D ：ノズル口径（mm） K ：型式により指定された定数 P ：放水圧力（MPa） ただし、噴霧切替ノズルにあっては、棒状で測定し、放水圧力及び放水量が適正であること。
※ 補助散水栓操作性試験			消防用ホースの延長及び格納の操作を行う。	a 1 人で容易に操作ができること。 b 消防用ホースは、延長及び格納の操作が容易にできるように収納されていること。

<table>
<tr><td rowspan="3">非常電源切替試験</td><td>自　家　発　電　設　備</td><td rowspan="3">常用電源における放水試験の最終段階において、常用電源を電源切替装置一次側で遮断する。</td><td>a　電圧確立までの所要時間は、適正であること。
b　運転中においてポンプ等に異常がないこと。
c　放水圧力及び放水量は、適正であること。</td></tr>
<tr><td>蓄　電　池　設　備</td><td>a　電圧は、適正に確立されていること。
b　運転中においてポンプ等に異常がないこと。
c　放水圧力及び放水量は、適正であること。</td></tr>
<tr><td>燃　料　電　池　設　備</td><td>a　電圧は、適正に確立されていること。
b　運転中においてポンプ等に異常がないこと。
c　放水圧力及び放水量は、適正であること。</td></tr>
</table>

備考　※印の試験は、「屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準」（平成25年消防庁告示第２号）に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあっては、省略することができる。

第14　消防機関へ通報する火災報知設備

消防機関へ通報する火災報知設備の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

ア　外観試験

試験項目					試験方法	合否の判定基準
火災通報装置	本体	設置場所等	設置場所		目視により確認する。	a　防災センター等に設けてあること。 b　温度、湿度、衝撃、振動等により機器の機能に影響を受けるおそれのない場所に設けてあること。 c　機器が損傷を受けるおそれのない場所に設けてあること。
			周囲の状況・操作性			操作上又は点検上支障とならない位置で、かつ、操作等に必要な空間が保有してあること。
			設置状況			機能に影響を及ぼさないように設置されていること。
		構造・性能			目視により確認する。	a　消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。 b　手動起動装置には、誤操作を防止するための措置が講じられていること。 c　機器の各部に変形、損傷等がないこと。 d　電源監視装置は正常であること。 e　電話回線等の接続が確実であること。 f　ヒューズ等は、容量が適切であり、容易にゆるまないように取り付けてあること。 g　接地端子が設けられているものは、適切な接地が施されていること。
		取扱表示等			目視により確認する。	a　取扱方法の概要及び注意事項等が見やすい箇所に容易に消えないように表示されていること。 b　操作部分にあっては、名称及び操作内容が、当該部分又はその周辺部に容易に消えないように表示されていること。
		予備品等			目視により確認する。	所定の予備品、回路図等が備えられていること。
		電源	常用電源		目視により確認する。	電源の容量が適正であること。
			予備電源	種別		密閉型蓄電池であること。
				設置状況		a　配線は、確実にされていること。 b　蓄電池に変形、損傷、腐食等がないこと。
	遠隔起動装置等（遠隔起動装置等を有するものに限る。）	設置場所等	設置場所		目視により確認する。	a　温度、湿度、衝撃、振動等により機器の機能に影響を受けるおそれのない場所に設けてあること。 b　機器が損傷を受ける恐れのない場所に設けてあること。
			周囲の状況・操作性			操作上又は点検上支障とならない位置で、かつ、操作等に必要な空間が保有してあること。
			設置状況			機能に支障を及ぼすことがないよう設置されていること。
		構造・性能			目視により確認する。	a　手動起動装置には、誤操作を防止するための措置が講じられていること。 b　機器の各部に変形、損傷等がないこと。

				c　配線等の接続が確実であること。 d　ヒューズ等は、容量が適切であり、容易にゆるまないように取り付けてあること。 e　接地端子が設けられているものは、適切な接地が施されていること。 f　機能に有害な影響を及ぼすおそれのある附属装置が設けられていないこと。
		取扱表示等	目視により確認する。	a　変形、損傷、腐食等がないこと。 b　操作部分にあっては、名称及び操作内容が、当該部分又はその周辺部に容易に消えないように表示されていること。 c　特定火災通報装置については、特定火災通報装置である旨が見やすい箇所に容易に消えないように表示されていること。
その他	発信機	設置場所等	目視により確認する。	次のいずれかの場所に設けてあること。 a　多数の者が目にふれやすく、かつ、火災に際し速やかに操作することができる箇所 b　防災センター等
		操作部	目視及びスケール等を用いて確認する。	a　押しボタンは、床面又は地盤面から0.8m以上1.5m以下の高さに容易に操作できるように設けてあること。 b　押しボタンの前面には、保護板が操作上支障のないように有効に設けてあること。
		構造・性能	目視により確認する。	a　検定品であること。 b　機器の各部に変形、損傷、腐食等がないこと。
		予備品等	目視により確認する。	所定の予備品、回路図等が備えられていること。
	標識	標識板	目視により確認する。	a　発信機の直近には、標識板が設けてあること。 b　発信機の付近に常夜灯が設けられていないときは、標識灯とし、発信機の直近に設けてあること。

イ　機能試験

試験項目				試験方法	合否の判定基準
火災通報装置	通報試験	起動機能	手動起動装置	手動起動装置を操作して、試験装置の消防機関側電話機で起動信号の送出を確認する。	a　火災通報装置が作動したことを可視表示又は可聴音で確認できること。 b　選択信号（119番）は、10PPS若しくは20PPSのダイヤルパルス又は押しボタンダイヤル信号のいずれかであること。
			連動起動機能（自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。）	自動火災報知設備の感知器の作動等と連動して起動させ、試験装置の消防機関側電話機で起動信号の送出を確認する。	a　火災通報装置が作動したことを可視表示又は可聴音で確認できること。 b　選択番号（119番）は、10PPS若しくは20PPSのダイヤルパルス又は押しボタンダイヤル信号のいずれかであること。
			遠隔起動装置	遠隔起動装置を操作して、試験装置の消防機関側電話機で起動信号の送出を確認する。	a　火災通報装置が作動したことを可視表示又は可聴音で確認できること。 b　選択番号（119番）は、10PPS若しくは20PPSのダイヤルパルス又は押しボタンダイヤル信号のいずれかであること。

※ 優 先 通 報 機 能	火災通報装置が接続されている電話回線を試験装置等により通話状態にし、手動起動装置の操作又は連動起動機能（自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。）により起動させて、起動状況を確認する。	火災通報装置が接続されている電話回線から蓄積音声情報が正常に送出されること。本体に接続されている電話機が使用中の時は強制的に切断し、優先的に接続されること。
※ 通 報 頭 出 し 機 能	手動起動装置の操作及び連動起動機能（自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。）により起動させて、試験装置の消防機関側電話機で応答し、通報の開始状況を確認する。	蓄積音声情報が常に冒頭から始まるか又は一区切りの蓄積音声情報を全て聞き取ることができるよう措置されていること。
手動起動装置優先機能（自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。）	連動起動機能により起動させ、蓄積音声情報を送出している間に手動起動装置を操作して確認する。	手動起動装置を操作後、直ちに又は連動起動機能による一区切りの蓄積音声情報を送出した後、手動起動装置の操作による蓄積音声情報が送出できること。
蓄 積 音 声 情 報	手動起動装置の操作及び連動起動機能（自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。）により起動させて、確認する。	※ａ　蓄積音声情報が、選択信号送出後自動的に送出されること。 ｂ　蓄積音声情報は、次によること。 ※(a)　通報信号音及び音声情報により構成されるものであること。 (b)　通報信号音及び音声情報は、次の①又は②に掲げる場合に応じ、当該ア及びイに定めるところによること。 ①　手動起動装置の操作により起動された場合 ※ア　通報信号音は、基本周波数が概ね800Hzの単音を３音連続したものを２回反復したものであること。 イ　音声情報は、火災である旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報その他これに関連する内容であること。 ②　連動起動機能により起動された場合 ※ア　通報信号音は、基本周波数が440Hz以上の単音を２音連続したものを２回反復したものであること。また、第２音の周波数が第１音の周波数の概ね６分の５であること。 イ　音声情報は、自動火災報知設備が作動した旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報その他これに関連する内容であること。 ※(c)　一区切りの蓄積音声情報は30秒以内であること。 (d)　音声は電子回路により合成した女声とし、発声が明瞭で語尾を明確に強調した口調であること。 ※(e)　蓄積音声情報は、ＲＯＭ等に記憶させてあること。 ｃ　電話回線に選択信号又は蓄積音声情報を送出している間、選択信号にあっては信号音、蓄積音声情報にあっては音声等をモニター用スピーカーで確認できること。
※ 再 呼 出 し 機 能	消防機関側の電話機を通話中の状態にし、手動起動装置の操作又は連動起動機能（自動火災報知設備と連動する火災通	自動的に再呼出しすること。

			報装置に限る。）により起動させて、起動状況を確認する。	
※通話試験	通話機能等（特定火災通報装置を除く。）	消防機関からの呼返し状況	手動起動装置の操作又は連動起動機能（自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。）により起動させて、一区切りの蓄積音声情報を送出した後、自動的に５秒間電話回線を開放し、試験装置の消防機関側から呼返し信号を送出し、応答状況を確認する。	呼返し信号により、受信を可聴音により表示し、火災通報装置側の電話機が呼び出され、試験装置の消防機関側の電話機との間で相互通話することができること。
		不応答時の通報継続状況	手動起動装置の操作又は連動起動機能（自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。）により起動させて、一区切りの蓄積音声情報を送出したままの状態とする。	火災通報装置から継続して蓄積音声情報を送出すること。
		切替状況	手動起動装置の操作又は連動起動機能（自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。）により起動させて、蓄積音声情報を通報中に、手動操作により、電話回線を送受話器側に切換える。	手動操作により、蓄積音声情報の通報が停止され、試験装置の消防機関側の電話機と火災通報装置側の電話機との間で相互通話することができること。
		通報中断時の呼返し状況	手動起動装置の操作又は連動起動機能（自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。）により起動させて、蓄積音声情報を通報中に強制的に電話回線を開放し、試験装置の消防機関側の電話機から呼返し信号を送出する。	呼返し信号を受信し可聴音により表示し、試験装置の消防機関側の電話機と火災通報装置側の電話機の間で相互通話することができること。
	通話機能等（特定火災通報装置に限る。）	ハンズフリー通話への移行状況	手動起動装置の操作又は連動起動機能（自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。）により起動させて、蓄積音声情報を送出した後、自動的にハンズフリー通話状態に移行すること及び通話状況を確認する。	ハンズフリー通話状態に自動的に移行し、消防機関側の電話機との間でハンズフリー機能による相互通話ができること。
		切替状況	手動起動装置の操作又は連動起動機能（自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。）により起動させて、蓄積音声情報を通報中に、手動操作により、電話回線を送受話器側に切換える。	手動操作により、蓄積音声情報の通報が停止され、試験装置の消防機関側の電話機とハンズフリー通話機能による通話ができること。
		電話回線の保持状況	通報中に開放操作を行い、開放しないことを確認する。	通報中に電話回線が開放されないこと。
	モニター機能		電話回線を捕捉せずに手動起動装置の操作及び連動起動機能（自動火災報知設	選択信号の送出及び蓄積音声情報の内容をモニター用スピーカーで確認できること。

			備と連動する火災通報装置に限る。）による起動で確認する。	
	電源試験	電源の自動切替機能	主電源の遮断及び復旧を行う。	電源の自動切替え機能が正常であること。
		電圧	予備電源の電圧を測定する。	電圧が所定の範囲内であること。
その他	作動試験		⑴　発信機のボタンを押し、受信機への送信状況及び音響装置の作動状況を確認する。 ⑵　自動火災報知設備の感知器の作動等と連動して（自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。）起動させ、受信機への送信状況及び音響装置の作動状況を確認する。	a　火災信号の受信完了までの所要時間（記録式の場合、同じ信号を２回記録するまでの所要時間）は、20秒以内であること。 b　音響装置が正常に作動すること。

備考　１　火災通報装置の機能試験に用いる試験装置は、所定の性能を有していること。

２　試験装置の使用の際には、当該防火対象物の電話回線の選択信号と合わせること。

３　試験終了後、電話回線に接続する場合には装置本体が復旧していることを確認すること。

４　※印の試験は、「火災通報装置の基準」（平成８年消防庁告示第１号）に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されたものにあっては、省略することができる。

別添２

第３　スプリンクラー設備

1　機器点検

点　検　項　目		点検方法（留意事項は※で示す。）	判　定　方　法（留意事項は※で示す。）
水　源（水道の用に供する水管を水源とするものを除く。）	貯　水　槽	目視により確認する。	変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がないこと。
	水　量	水位計の機能を調べたのちこれにより確認する。なお、水位計のないものにあっては、マンホールの蓋等を開けて検尺する。	規定の水量が確保されていること。 ※ (ア)　他の施設・設備と水源を兼用する場合は、必要規定量を算定し確認すること。 (イ)　河川、湖沼、池等の自然水利を用いる場合は、四季を通して常に規定水量が確保できること。
	水　状	マンホールの蓋等を開け、目視又はバケツ等を用いて採水して確認する。	著しい腐敗、浮遊物、沈澱物等がなく、使用上支障がないこと。
	給　水　装　置	目視及び排水弁の操作により確認する。なお、排水量が非常に多い場合又は排水弁が設けられていないもの等この方法によりがたいときは、次の方法により確認する。 (1)　水位電極を用いるものは、電極の回路の配線を外すこと（又は試験スイッチ）により減水状態にして給水を、その後、回路の配線を接続すること（又は試験スイッチ）により満水状態を再現して、給水の停止を確認する。 (2)　ボールタップを用いるものは、ボールを水中に没すること等により減水状態にして給水を、その後、ボールをもとに戻すことにより満水状態を再現して、給水の停止を確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　減水状態では給水し、満水状態では給水が停止すること。
	水　位　計	目視及び次の操作により確認する。 マンホールの蓋等を開け検尺により水位を測定し、水位計用止水弁を閉じ、排水弁を開き水抜きをした後、排水弁を閉じ止水弁を開き水位計の指示値を確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　指示値が適正であること。
	圧力計（圧力水槽方式のものに限る。）	目視及び次の操作により確認する。 ゲージコック又はバルブ等を閉じて圧力計の水を抜き、指針の位置を確認し、ゲージコック又はバルブ等を開き指針の指示値を確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　ゼロ点の位置、指針の作動状況及び指示値が適正であること。
	バ　ル　ブ　類	目視及び手で操作することにより確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ　開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。 ウ　「常時開」又は「常時閉」の表示が適正であること。

加圧送水装置	ポンプ方式	電動機・内燃機関の制御装置	周囲の状況			目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
			外形			目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
			表示			目視により確認する。	銘板等の表示に不鮮明、脱落等がなく、適正になされていること。
			電圧計及び電流計			目視により確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　指針の位置が適正であること。 ウ　電圧計のないものにあっては、電源表示灯が点灯していること。
			回転計			目視により確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　指針の位置が適正であること。
			開閉器及びスイッチ類			目視、ドライバー等及び開閉器の操作により確認する。	ア　変形、損傷、脱落、端子の緩み、発熱等がないこと。 イ　開閉位置及び開閉機能が正常であること。
			ヒューズ類			目視により確認する。	損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。
			継電器			目視、ドライバー等及びスイッチ等の操作により確認する。	ア　脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がないこと。 イ　確実に作動すること。
			表示灯			目視及びスイッチ等の操作により確認する。	正常に点灯すること。
			結線接続			目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
			接地			目視又は回路計により確認する。	著しい腐食、断線等がないこと。
			予備品等			目視により確認する。	ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書等が備えてあること。
		起動装置	手動式起動操作部		周囲の状況	目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
					外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
					表示	目視により確認する。	汚損、不鮮明な部分がなく、適正になされていること。
					機能	(1) 開放型スプリンクラーヘッドを用いるものについては、次により確認する。 一斉開放弁又は手動式開放弁の二次側の止水弁を閉止し､直接操作部及び遠隔操作部であるバルブ及びスイッチ類を操作することにより確認する。	ア　バルブ等の操作が容易であり、加圧送水装置が確実に起動すること。 イ　始動表示灯が点灯すること。
						(2) 閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるものについては、直接操作により確認する。	ア　加圧送水装置が確実に起動すること。 イ　始動表示灯が点灯又は点滅すること。
			自動式起動装置	起動用水圧開閉装置	圧力スイッチ	目視及びドライバー等により確認する。	ア　変形、損傷、端子の緩み等がないこと。 イ　設定圧力値が設計図書のとおりであること。
					起動用圧力タンク	目視により確認する。	ア　変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がないこと。 イ　圧力計の指示値が適正であること。 ウ　バルブ類の開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。

		機能	設定圧力値を確認のうえ、排水弁の操作により加圧送水装置を起動させて確認する。	作動圧力値が設計図書のとおりであること。
	火災感知装置	感知器	感知器の機能は、自動火災報知設備の点検要領に準じて行い、感知器の作動により加圧送水装置の起動を確認する。なお、予作動式にあっては、流水検知装置二次側の止水弁を閉止し感知器を作動させ流水検知装置開放用のバルブ等（電動バルブ等）が作動したのを確認した後、排水弁を開放し加圧送水装置の起動を確認する。	ア　感知器は自動火災報知設備の点検要領に準じて判定すること。 イ　加圧送水装置が確実に起動すること。
		閉鎖型スプリンクラーヘッド	目視により確認する。	ア　漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　他のものの支え、つり等に利用されていないこと。 ウ　ヘッドの周囲に感熱を妨げるものがないこと。 エ　ヘッドに塗装、異物の付着等がないこと。 オ　ヘッドに保護カバーが設置されているものにあっては、保護カバーに変形、損傷、脱落等がないこと。
電動機・内燃機関	外形		目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
	回転軸		手で回すことにより確認する。	回転が円滑であること。
	軸受部		目視及び手で触れる等により確認する。	潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。
	軸継手		スパナ等により確認する。	緩み等がなく、接合状態が確実であること。
	燃料		目視等により確認する。	ア　著しい汚れ、変質、異物の混入等がないこと。 イ　必要量が満たされていること。
	機能		起動装置の操作により確認する。	著しい発熱、異常な振動、不規則又は不連続な雑音等がなく、回転方向が正常であること。 ※　運転による機能の点検を行うとき以外は、必ず電源を遮断して行うこと。
ポンプ	外形		目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
	回転軸		手で回すことにより確認する。	回転が円滑であること。
	軸受部		目視及び潤滑油を採取して確認する。	潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。
	グランド部		目視及び手で触れるなどにより確認する。	著しい漏水がないこと。 ※グランド部を全く漏水が無い状態まで締め付けないこと。
	連成計及び圧力計		(1) ゲージコック又はバルブ等を閉じて水を抜き、指針位置を確認する。 (2) ゲージコック又はバルブ等を開き、起動装置の操作により確認する。	ア　指針がゼロ点の位置を指すこと。 イ　指針が正常に作動すること。

		点検項目	点検方法	判定方法
		性　　　　能	ポンプ吐出側に設けられている止水弁を閉じたのち、ポンプを起動させ、性能試験用配管のテスト弁を開放して、流量計、圧力計及び連成計により確認する。	著しい発熱、異常な振動、不規則又は不連続な雑音等がなく、定格負荷運転時における吐出量及び吐出圧力が所定の値であること。
呼水装置		呼　水　槽	目視により確認する。	変形、損傷、漏水、著しい腐食等がなく、水量が規定量以上あること。
		バ　ル　ブ　類	目視及び手で操作することにより確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ　開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。 ウ　「常時開」又は「常時閉」の表示が適正であること。
		自動給水装置	(1) 外形を目視により確認する。 (2) 排水弁の操作により機能を確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　呼水槽の水量が２分の１に減水するまでの間に作動すること。
		減水警報装置	(1) 外形を目視により確認する。 (2) 補給水弁を閉じ、排水弁の操作により機能を確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　おおむね２分の１の水量に減水するまでに警報を発すること。
		フ　ー　ト　弁	(1) 吸水管を引き上げるか又はワイヤー若しくは鎖等の操作により確認する。 (2) ポンプの呼水漏斗のコックを開くことにより確認する。 (3) ポンプの呼水漏斗を開き、呼水管のバルブを閉止することにより確認する。	ア　吸水に障害となる異物の付着、つまり等がないこと。 イ　呼水漏斗から連続的に溢水すること。 ウ　逆止効果が正常であること。
性能試験装置			目視及びポンプを起動させることにより確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　定格負荷運転時の状態が維持されていること。
補助水槽		貯　水　槽	外部から目視により確認する。	変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がないこと。
		水　　　状	蓋等を開け、目視又はバケツ等を用いて採水して確認する。	著しい腐敗、浮遊物、沈澱物等がなく、使用上支障がないこと。
		給水装置	目視及び排水弁の操作により確認する。なお、排水量が非常に多い場合又は排水弁が設けられていないもの等この方法によりがたいときは、次の方法により確認する。 (1) 水位電極を用いるものは、電極の回路の配線を外すこと（又は試験スイッチ）により減水状態にして給水を、その後、回路の配線を接続すること（又は試験スイッチ）により満水状態を再現して、給水の停止を確認する。 (2) ボールタップを用いるものは、ボールを水中に没すること等により減水状態にして給水を、その後、ボールをもとに戻すことにより満水状態を再現して、給水の停止を確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　減水状態では給水し、満水状態では給水が停止すること。

			点検方法	判定方法
		バルブ類	目視及び手で操作することにより確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ　開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。 ウ　「常時開」又は「常時閉」の表示が適正であること。
	高架水槽方式		高架水槽の直近及び最遠の末端試験弁又は一斉開放弁若しくは手動式開放弁の一次側配管における静水頭圧を確認する。なお、末端試験弁を設けない特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあっては、放水圧力及び放水量を測定することができる装置の圧力計の指示値を基に計算すること。	ア　変形、損傷、腐食、漏水等がないこと。 イ　所定の圧力が確保されていること。
	圧力水槽方式		排気弁を開放して確認する。 ※　排気弁を開放する場合は、高圧力による危害防止のため、バルブの開放はゆっくり行うこと。	ア　変形、損傷、腐食、漏水等がないこと。 イ　所定の圧力が確保されていること。 ウ　圧力の自然低下防止装置の起動及び停止が確実に行われ、所定の圧力が得られること。
減圧のための措置			減圧弁等を目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食、漏れ等がないこと。
配管等	管及び管継手		目視により確認する。なお、乾式又は予作動式にあっては、流水検知装置一次側の止水弁を閉止した後、末端試験弁の圧力計で監視空気圧を確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ　他のものの支え、つり等に利用されていないこと。 ウ　指示値が適正であること。
	支持金具及びつり金具		目視及び手で触れることにより確認する。	脱落、曲がり、緩み等がないこと。
	バルブ類		目視及び手で操作することにより確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ　開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。 ウ　「常時開」又は「常時閉」の表示が適正であること。
	ろ過装置		目視及び分解して確認する。	ア　本体に変形、損傷、著しい腐食、漏れ等がないこと。 イ　ろ過網に変形、損傷、著しい腐食、異物のたい積等がないこと。
	逃し配管		加圧送水装置を締切運転させて確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がなく、逃し水量が適正であること。 イ　逃し水量が次式で求めた量以上又は認定時における申請流量以上であること。 $q = \frac{4Ls \cdot C}{\Delta t}$ q　：逃し水量（ℓ／min） Ls　：ポンプ締切運転時出力（kW） C　：3.6MJ（１kW時当たりの水の発熱量） Δt　：30 ℃（ポンプ内部の水温上昇限度）
	流水検知装置二次側配管（乾式又は予作動式のものに限る。）		目視及び流水検知装置の制御弁を閉止後、試験弁又は排水弁等を開放することにより確認する。	ア　排水が適正に行われていること。 イ　予作動式のもの等二次側に圧力の設定を必要とする場合にあっては、設定値どおりであること。 ※　点検及び点検終了後の復元については、当該設備の構造及び機能に熟知した者が行うこと。

	標識	目視により確認する。	ア　制御弁及び末端試験弁である旨及び開閉状態を示す標識が適正に設けられていること。 イ　損傷、脱落、汚損等がないこと。
送水口	周囲の状況	目視により確認する。	周囲に使用上及び消防ポンプ自動車の接近に支障となるものがなく、送水活動に障害となるものがないこと。
	外形	目視及びホースの差込み金具又はねじ式金具の着脱操作により確認する。	ア　漏れ、変形、損傷、パッキンの老化等がなく、異物が入っていないこと。 イ　ホース等の着脱が容易であること。 ウ　差込み式のものにあっては、爪部分、スプリング部分等に錆等がないこと。また、ねじ式のものにあっては、ねじ山のつぶれ等がないこと。 エ　保護具が設けてあるものにあっては、保護具の変形、損傷等がないこと。
	標識	目視により確認する。	ア　スプリンクラー設備用送水口である旨及び送水圧力範囲を表示した標識が適正に設けられていること。 イ　損傷、脱落、汚損等がないこと。
スプリンクラーヘッド	外形	目視により確認する。	ア　漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　他のものの支え、つり等に利用されていないこと。
	感熱障害	目視により確認する。	ア　ヘッドの周囲に感熱を妨げるものがないこと。 イ　ヘッドに塗装、異物の付着等がないこと。 ウ　ヘッドに保護カバーが設置されているものにあっては、保護カバーに変形、損傷、脱落等がないこと。
	散水分布障害	目視により確認する。	ア　ヘッドの周囲に散水分布を妨げるものがないこと。 イ　ヘッドに保護カバーが設置されているものにあっては、保護カバーに変形、損傷、脱落等がないこと。
	未警戒部分	目視により確認する。	間仕切り、たれ壁、ダクト、棚等の変更、増設、新設等によってヘッドが設けられていない未警戒部分がないこと。 間仕切の新設により生じた未警戒部分及びこれに対する増設ヘッド（平面図） スプリンクラーヘッド 新設間仕切 未警戒部分 増設スプリンクラーヘッド

			間仕切又はたれ壁の新設により生じた未警戒部分及びこれに対する増設ヘッド（断面図） ダクト又は棚の新設により生じた未警戒部分及びこれに対する増設ヘッド（断面図） 第３－１図　未警戒部分の例
	適　　応　　性	目視により確認する。	使用目的の変更によりヘッドの標示温度に影響を及ぼす室温の変更等がなく、設置場所に適応するヘッドが設けられていること。
流水検知装置及び圧力検知装置	バルブ本体及び附属品	(1) 目視により確認する。 (2) 検知装置の試験弁又は末端試験弁の操作により、バルブ本体、附属バルブ類、圧力計等の機能を確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ　圧力計の指示値が適正であること。 ウ　開閉位置及び開閉機能が正常であること。 エ　「常時開」又は「常時閉」の表示が適正であること。
	リターディング・チャンバー	(1) 目視により確認する。 (2) オートドリップ等による排水、遅延作用を確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　オートドリップ等による排水が有効であること。 ウ　遅延作用が適正であること。
	圧力スイッチ	(1) 目視及びドライバー等により確認する。 (2) 作動圧力値を確認する。	ア　変形、損傷、端子の緩み等がないこと。 イ　設定圧力値が設計図書のとおりであること。 ウ　設定圧力値どおりに作動すること。
	音響警報装置及び表示装置	検知装置の試験弁又は末端試験弁の操作により確認する。 ※　乾式又は予作動式にあっては、流水検知装置一次側の止水弁を閉止して行うこと。	ア　ベル、サイレン、ゴング等の鳴動等が確実に行われること。 イ　表示灯等に損傷等がなく、確実に表示されること。
	減圧警報装置	制御弁及び加圧弁を閉じた後、排水弁又は排気弁等の開放操作により減圧させ、設定圧力における警報を確認する。	ア　作動圧力が適正であること。 イ　警報が確実に行われること。

<table>
<tr><td colspan="3">一斉開放弁（電磁弁等を含む。）</td><td>(1) 目視及びドライバー等により確認する。
(2) 一斉開放弁の二次側の止水弁を閉止するとともに排水弁を開放し、手動式起動操作部の操作により機能を確認する。</td><td>ア　漏れ、変形、損傷、著しい腐食、電磁弁等の端子の緩み、脱落等がないこと。
イ　一斉開放弁が確実に開放し、放水されること。</td></tr>
<tr><td colspan="3">排水設備（放水型ヘッドを用いるスプリンクラー設備に限る。）</td><td>目視により確認する。</td><td>損傷、つまり、排水の障害となる物品の放置等がなく、排水が確実に行われること。</td></tr>
<tr><td rowspan="11">補助散水栓箱等</td><td rowspan="3">補助散水栓箱</td><td>周囲の状況</td><td>目視により確認する。</td><td>周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。</td></tr>
<tr><td>外　　形</td><td>目視及び扉の開閉操作により確認する。</td><td>ア　変形、損傷等がないこと。
イ　扉の開閉が容易で、確実にできること。</td></tr>
<tr><td>表　　示</td><td>目視により確認する。</td><td>「消火用散水栓」又は「消火栓」の表示が適正であること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ホース及びノズル</td><td>外　　形</td><td>ホースを補助散水栓箱から取り出して、目視及び手で操作することにより確認する。</td><td>ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
イ　正常に収納されていること。</td></tr>
<tr><td>操作性</td><td>一人でホースの延長操作及び格納を行い確認する。</td><td>ア　ノズルの手元開閉装置の操作が容易にできること。
イ　ホースの延長、格納が容易にできること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">補助散水栓開閉弁</td><td>目視及び手で操作することにより確認する。</td><td>ア　漏れ、変形、損傷等がないこと。
イ　開閉操作が容易にできること。
ウ　天井に設ける場合にあっては、自動式のものであること。
※　点検後、補助散水栓開閉弁を閉止して、ホース内の水を排出し、かつ、ノズルの手元開閉装置を閉止して収納すること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">表示灯</td><td>目視により確認する。</td><td>ア　変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。
イ　取付面と15度以上の角度となる方向に沿って10m離れたところから容易に識別できること。ただし、補助散水栓の開閉弁を天井に設ける場合にあっては、補助散水栓箱の直近の箇所に設けられており、取付位置から 10m離れたところで、かつ、床面からの高さが1.5mの位置から容易に識別できること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">使用方法の表示</td><td>目視により確認する。</td><td>ア　適正に取り付けられていること。
イ　表示内容が適正であり、汚損、不鮮明な部分がないこと。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">降下装置</td><td>周囲の状況</td><td>目視により確認する。</td><td>周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。</td></tr>
<tr><td>外　　形</td><td>目視により確認する。</td><td>変形、損傷等がないこと。</td></tr>
<tr><td>表示灯</td><td>目視により確認する。</td><td>ア　変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。
イ　取付面と15度以上の角度となる方向に沿って10m離れたところから容易に識別できること。</td></tr>
</table>

		表　　示	目視により確認する。	汚損、不鮮明な部分がなく、適正になされていること。
		機　　能	押しボタン等の操作により確認する。	ア　消防用ホースを床面からの高さが 1.5m以下の位置まで降下できる措置が講じられていること。 イ　消防用ホースの延長及び放水の操作が安全に行える速度で降下すること。
耐　震　措　置			貯水槽、配管、加圧送水装置等の据付支持等を目視及びスパナ等により確認する。	ア　可とう式管継手等に漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　アンカーボルト、ナット等に、変形、損傷、緩み、脱落、著しい腐食がないこと。 ウ　壁又は床部分の貫通部分の間隙、充てん部については、施工時の状態が維持されていること。

2　総合点検

点　検　項　目				点検方法（留意事項は※で示す。）	判　定　方　法（留意事項は※で示す。）
閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備	ポンプ方式	起動性能等	加圧送水装置	(1) 非常電源に切り替えた状態で、加圧送水装置から最遠及び任意の区域における末端試験弁の開放操作により機能を確認する。ただし、任意の区域の点検は、点検のつど異なる区域で行う。なお、末端試験弁を設けない特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあっては放水圧力及び放水量を測定できる装置を用いて又は自動火災報知設備の感知器の作動との連動により機能を確認する。 ※　病院等で非常電源に切り替えて点検することが短時間であっても困難な場合又は特定施設水道連結型スプリンクラー設備は、常用電源で点検することができるものとする。 (2) 放水圧力は、末端試験弁を開放し加圧送水装置が起動した後、圧力計の指示値を確認する。なお、末端試験弁を設けない特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあっては、放水圧力及び放水量を測定できる装置を用いて又は自動火災報知設備の感知器の作動と連動して加圧送水装置を起動させた後、当該装置の圧力計の指示値を基に計算した放水圧力を確認する。 ①　末端試験弁に設けられているスプリンクラーヘッドと同等の放水性能を有するオリフィスを使用して試験する。	加圧送水装置が確実に作動すること。
			表示、警報等		表示、警報等が適正に行われること。
			電動機の運転電流		電動機の運転電流値が許容範囲内であること。
			運　転　状　況		運転中に不規則若しくは不連続な雑音、異常な振動又は発熱等がないこと。
		放　水　圧　力			末端試験弁における放水圧力が 0.1MPa 以上 1MPa 以下（特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあっては、末端試験弁又は放水圧力及び放水量を測定できる装置の圧力計の指示値を基に計算した放水圧力が 0.02MPa 以上 1 MPa 以下（壁及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを準不燃材料以外の材料でした場合にあっては 0．05MPa 以上 1MPa 以下））であること。
		減圧のための措置			放水圧力が 0.1MPa 以上 1MPa 以下（特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあっては放水圧力が 0.02MPa 以上 1 MPa 以下（壁及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを準不燃材料以外の材料でした場合にあっては 0．05MPa 以上 1MPa 以下））であること。
	高架水槽方式	表　示　、　警　報　等			表示、警報等が適正に行われること。
		放　水　圧　力			末端試験弁における放水圧力が 0.1MPa 以上 1MPa 以下（特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあっては、末端試験弁又は放水圧力及び放水量を測定できる装置の圧力計の指示値を基に計算した放水圧力が 0.02MPa 以上 1MPa 以下（壁及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを準不燃材料以外の材料でした場合にあっては 0．05MPa 以上 1MPa 以下））であること。

及び圧力水槽方式	減圧のための措置	 第３−２図　末端試験弁のオリフィスの取り付け方法の例 ②　乾式にあっては、流水検知装置二次側の止水弁を閉止し、試験弁又は排水弁の操作により確認する。 ③　予作動式にあっては、流水検知装置二次側の止水弁を閉止し、感知器を作動させ、電動バルブ等が作動したのを確認した後、試験弁又は排水弁を開放し、加圧送水装置の起動を確認する。 (3)　加圧送水装置の直近及び最遠の末端試験弁の開放操作等により加圧送水装置を起動させ、最遠について末端試験弁の圧力計で、直近については流水検知装置の圧力計又は流水検知装置を設けない特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあっては末端試験弁の圧力計の指示値を基に計算した放水圧力で確認する。なお、末端試験弁を設けない特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあっては、放水圧力及び放水量を測定できる装置を用いて又は自動火災報知設備の感知器の作動との連動により加圧送水装置を起動させ、最遠及び直近について当該装置の圧力計の指示値を基に計算した放水圧力を確認する。	放水圧力が 0.1MPa 以上 1MPa 以下（特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあっては、放水圧力が 0.02MPa 以上 1 MPa 以下（壁及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを準不燃材料以外の材料でした場合にあっては 0．05MPa 以上 1MPa 以下））であること。

<table>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">水道連結方式</td><td colspan="2">放水圧力</td><td rowspan="2">(1)　放水圧力は末端試験弁を開放し、圧力計の指示値を確認する。なお、末端試験弁を設けない場合は放水圧力及び放水量を測定できる装置の圧力計の指示値を基に計算した放水圧力を確認する。
(2)　減圧のための措置は、水源の直近及び最遠の末端試験弁の開放操作等により、最遠について末端試験弁の圧力計で、直近については流水検知装置の圧力計又は流水検知装置を設けない場合にあっては末端試験弁の圧力計の指示値を基に計算した放水圧力で確認する。なお、末端試験弁を設けないものにあっては、最遠及び直近について当該装置の圧力計の指示値を基に計算した放水圧力を確認する。</td><td>末端試験弁、放水圧力及び放水量を測定できる装置の圧力計の指示値を基に計算した放水圧力が 0.02MPa 以上 1MPa 以下（壁及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを準不燃材料以外の材料でした場合にあっては0.05MPa 以上 1MPa 以下）であること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">減圧のための措置</td><td>放水圧力が 0.02MPa 以上 1MPa 以下（壁及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを準不燃材料以外の材料でした場合にあっては0.05MPa 以上 1MPa 以下）であること。</td></tr>
<tr><td rowspan="9">開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備</td><td rowspan="6">ポンプ方式</td><td rowspan="4">起動性能等</td><td>加圧送水装置</td><td rowspan="9">(1)　非常電源に切り替えた状態で、任意の一の区域において次の操作により確認する。ただし、任意の区域の点検は、点検のつど異なる区域で行う。
①　一斉開放弁又は手動式開放弁の二次側の止水弁を閉止し、点検用排水弁を開放する。
②　手動式起動操作部の操作又は自動式起動装置の作動により加圧送水装置を起動させる。
※　病院等で非常電源に切り替えて点検することが短時間であっても困難な場合又は特定施設水道連結型スプリンクラー設備は、常用電源で点検することができるものとする。
(2)　減圧のための措置は、加圧送水装置の直近及び最遠の末端試験弁の開放操作等により加圧送水装置を起動させ、最遠について末端試験弁の圧力計で、直近については流水検知装置の圧力計又は流水検知装置を設けない特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあっては末端試験弁の圧力計の指示値を基に計算した放水圧力で確認する。なお、末端試験弁を設けない特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあっては、放水圧力及び放水量を測定できる装置を用いて又は自動火災報知設備の感知器の作動との連動により加圧送水装置を起動させ、最遠及び直近について当該装置の圧力計の指示値を基に計算した放水圧力を確認する。</td><td>加圧送水装置が確実に作動すること。</td></tr>
<tr><td>表示、警報等</td><td>表示、警報等が適正に行われること。</td></tr>
<tr><td>運転電流</td><td>電動機の運転電流値が許容範囲内であること。</td></tr>
<tr><td>運転状況</td><td>運転中に不規則若しくは不連続な雑音、異常な振動又は発熱等がないこと。</td></tr>
<tr><td colspan="2">一斉開放弁</td><td>確実に作動すること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">減圧のための措置</td><td>放水圧力が 0.1MPa 以上 1MPa 以下（特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあっては、放水圧力が 0.02MPa 以上 1MPa 以下（壁及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを準不燃材料以外の材料でした場合にあっては 0．05MPa 以上 1MPa 以下））であること。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">高架水槽方式及び圧力水槽方式</td><td colspan="2">表示、警報等</td><td>表示、警報等が適正に行われること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">一斉開放弁</td><td>確実に作動すること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">減圧のための措置</td><td>放水圧力が 0.1MPa 以上 1MPa 以下（特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあっては、放水圧力が 0.02MPa 以上 1MPa 以下（壁及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを準不燃材料以外の材料でした場合にあっては 0．05MPa 以上 1 MPa 以下））であること。</td></tr>
</table>

設備	方式	点検項目		点検方法	判定方法
	水道連結方式	一斉開放弁		(1) 任意の一の区域において一斉開放弁又は手動式開放弁の二次側の止水弁を閉止し、点検用排水弁の開放操作により確認する。ただし、任意の区域の点検は、点検のつど異なる区域で行う。	確実に作動すること。
		減圧のための措置		(2) 減圧のための措置は、水源の直近及び最遠の末端試験弁の開放操作等により、最遠について末端試験弁の圧力計で、直近については流水検知装置の圧力計又は流水検知装置を設けない場合にあっては末端試験弁の圧力計の指示値を基に計算した放水圧力で確認する。なお、末端試験弁を設けないものにあっては、最遠及び直近について当該装置の圧力計の指示値を基に計算した放水圧力を確認する。	放水圧力が 0.02MPa 以上１ＭＰａ以下（壁及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを準不燃材料以外の材料でした場合にあっては0.05ＭＰａ以上１ＭＰａ以下）であること。
補助散水栓	ポンプ方式	起動性能等	加圧送水装置	(1) 非常電源に切り替えた状態で、補助散水栓の開放操作等により機能を確認する。 ※ 病院等で非常電源に切り替えて点検することが短時間であっても困難な場合は、常用電源で点検することができるものとする。	加圧送水装置が確実に作動すること。
			表示、警報等		表示、警報等が適正に行われること。
			電動機の運転電流		電動機の運転電流値が許容範囲内であること。
			運転状況		運転中に不規則若しくは不連続な雑音、異常な振動又は発熱等がないこと。
		放水圧力		(2) 放水圧力は、任意の補助散水栓により確認する。 ① 棒状放水の測定は、第3－3図の例に示すように放水時のノズル先端から口径の２分の１離れた位置で、かつ、ピトー管先端の中心線と放水流が一致する位置にピトー管の先端がくるようにして、圧力計の指示値を読む。	ア 放水圧力が 0.25MPa 以上 1MPa 以下であること。 イ ホース等からの著しい漏水がないこと。
		放水量			放水量が 60ℓ/min 以上であること。
		減圧のための措置			放水圧力が 0.25MPa 以上 1MPa 以下であること。
	高架水槽方式及び圧力水槽方式	表示、警報等			表示、警報等が適正に行われること。
		放水圧力			ア 放水圧力が 0.25MPa 以上 1MPa 以下であること。 イ ホース等からの著しい漏水がないこと。
		放水量			放水量が 60ℓ/min 以上であること。
		減圧のための措置		第3－3図 棒状放水の測定例	放水圧力が 0.25MPa 以上 1MPa 以下であること。
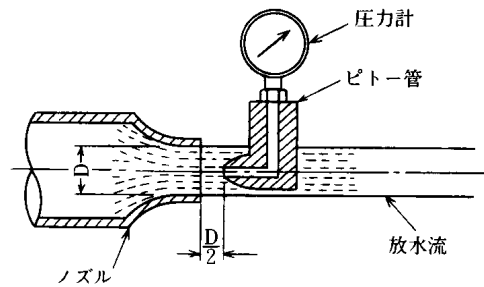
				②　ピトー管により測定できないもの又は噴霧ノズル放水の測定にあっては、第3－4図の例に示すようにホース結合金具とノズルの間に圧力計を取り付けた管路媒介金具を結合して放水し、放水時の圧力計の指示値を読む。なお、棒状・噴霧併用ノズルの場合は、棒状放水状態で測定する。 第3－4図　噴霧ノズル放水の測定例 (3) 放水量は、次式により算定する。 $Q=KD^2\sqrt{10P}$ Q： 放水量（ℓ/min） D： ノズル径（mm） P： 放水圧力（MPa） K： 定数（補助散水栓は形式により指定された定数を用いること） (4) 減圧のための措置は、加圧送水装置の直近及び最遠の補助散水栓の開閉弁の開放操作等により確認する。	
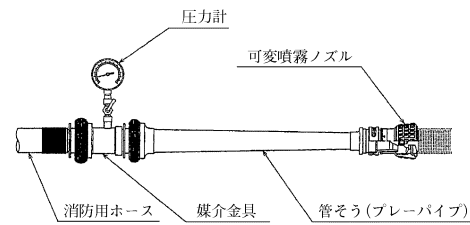
第 13　消防機関へ通報する火災報知設備

１　一般的留意事項

(1)　アナログ回線に接続されていることを確認するとともに、火災通報装置の回線切替スイッチ等が接続されている回線種別（ダイヤル回線 10 パルス、同 20 パルス又はプッシュ回線）に適合していることを確認し、点検票の備考欄に詳細を記載すること。

(2)　回線の契約形態の変更等により(1)に適合していない場合は、点検票の備考欄に変更内容を記載すること。

(3)　点検に際しては、当該火災通報装置に適応した試験装置を使用すること。

(4)　連動停止スイッチの電源が電池から供給されているものについては、電池交換期限等を確認し、点検票の備考欄に記載すること。

２　機器点検

点検項目			点検方法	判定方法
火災通報装置	予備電源	外形	目視により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食、き裂がないこと。 イ　電解液等の漏れがなく、リード線の接続部分等に腐食がないこと。
		表示	目視により確認する。	所定の種別、定格容量、定格電圧等が適正に表示されていること。
		結線接続	目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、破損等がないこと。
		電圧	予備電源試験スイッチを操作して確認する。	電圧計等の指示が適正であること。
		切替装置	常用電源回路のスイッチを遮断すること等により確認する。	常用電源を停電状態にしたときに自動的に予備電源に切り替わり、常用電源が復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。
		充電装置	目視等により確認する。	ア　変形、損傷、異常な発熱等がないこと。 イ　作動状況が適正であること。
	本体	周囲の状況	目視により確認する。	ア　使用上及び点検上の障害となるものがないこと。 イ　前面には、操作等に必要な空間が保有してあること。
		外形	目視により確認する。	変形、破損、著しい腐食等がないこと。

表示		目視により確認する。	ア　取扱い方法の概要、注意事項、その他の所定の事項の表示が適正にされていること。 イ　変形、損傷、脱落等がないこと。 ウ　スイッチ等の名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。 エ　銘板等がはがれていないこと。 オ　特定火災通報装置については、特定火災通報装置である旨が見やすい箇所に容易に消えないように表示されていること。
ヒューズ類		目視により確認する。	ア　損傷、溶断等がないこと。 イ　所定の種類及び容量のものが使用されていること。
予備品等		目視により確認する。	ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書等が備えてあること。
起動機能	手動起動装置	手動起動装置を操作して確認する。	火災通報装置が作動したことが、可視表示又は可聴音で確認できること。
	連動起動機能（自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。）	自動火災報知設備の感知器の作動等と連動して起動させ確認する。	火災通報装置が作動したことが、可視表示又は可聴音で確認できること。
優先通報機能		火災通報装置が接続されている電話回線を通話中の状態にし、手動起動装置の操作又は連動起動機能（自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。）により起動させて確認する。	通話中の電話回線が強制的に発信可能な状態になること。
通報頭出し機能		手動起動装置の操作及び連動起動機能（自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。）により起動させて、試験装置の消防機関側の電話機で確認する。	蓄積音声情報が、常に冒頭から始まるか又は一区切りの蓄積音声情報を全て聞き取ることができるよう措置されていること。
手動起動装置優先機能（自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。）		連動起動機能により起動させ、蓄積音声情報を送出している間に手動起動装置を操作して確認する。	手動起動装置を操作後、直ちに又は連動起動機能による一区切りの蓄積音声情報を送出した後、手動起動装置の操作による蓄積音声情報が送出できること。
蓄積音声情報		手動起動装置の操作及び連動起動機能（自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。）により起動させて、試験装置の消防機関側の電話機で確認する。	蓄積音声情報の内容が適切であること。

		再呼出し機能		試験装置の消防機関側の電話機を通話中の状態にし、手動起動装置又は連動起動機能（自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。）により起動させて確認する。	自動的に再呼出しすること。
		通話機能等（特定火災通報装置を除く。）	消防機関側からの呼返し	手動起動装置の操作又は連動起動機能（自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。）により起動させて確認する。	蓄積音声情報を送出した後に、自動的に5秒間電話回線を開放した場合において、消防機関側からの呼返し信号により応答し、通話することができること。
			不応答時の通報継続		蓄積音声情報を送出した後に、消防機関側からの呼返しが送出されない場合において、繰り返し蓄積音声情報を送出することができること。
			切替		蓄積音声情報を送出中において、手動操作により電話回線を送受話器側と切り替えて通話することができること。
			通話中断時の呼返し		通報中に強制的に電話回線を開放した場合において、消防機関側からの呼返し信号が送出された場合に、火災通報装置側で応答し通話できること。
		通話機能等（特定火災通報装置に限る。）	ハンズフリー通話への移行	手動起動装置の操作又は連動起動機能（自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。）による起動で確認する。	蓄積音声情報を送出した後に、自動的にハンズフリー通話に移行すること。
			切替		蓄積音声情報送出中においても、手動操作により、ハンズフリー通話機能による通話ができること。
			電話回線の保持		通報中に開放操作により電話回線が開放されないこと。
		モニター機能		電話回線を捕捉せずに手動起動装置の操作及び連動起動機能（自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。）による起動で確認する。	選択信号の信号音及び蓄積音声情報の内容をモニター用スピーカーで確認できること。
	遠隔起動装置（遠隔	周囲の状況		目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
		外形		目視により確認する。	変形、損傷、脱落、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。

	起動装置を有する火災通報装置に限る。）	表示		目視により確認する。	ア　名称、操作内容等の表示が適正にされていること。 イ　変形、損傷、脱落、汚損、不鮮明な部分等がないこと。
		起動		押しボタン等の操作により確認する。	起動信号の送出が正常に作動すること。なお、確認灯を有するものにあっては、正常に点灯すること。
消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置を除く。）	発信機	周囲の状況		目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
		外形		目視により確認する。	変形、損傷、脱落、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。
		機能	押しボタン	押しボタン等を操作して確認する。	発信機からの信号が消防機関に正常に送信されること。
			連動起動機能（自動火災報知設備と連動する消防機関へ通報する火災報知設備に限る。）	自動火災報知設備の感知器の作動等と連動して起動させ確認する。	発信機からの信号が消防機関に正常に送信されること。
		結線接続		目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
	標識	標識板	外形	目視により確認する。	変形、損傷、脱落、汚損等がなく、記入文字が容易に識別できること。
			常夜灯	目視により確認する。	正常に点灯していること。
		標識灯		目視により確認する。	変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。